

「家族ぐるみ」闘争における 消費活動をめぐる攻防

日鋼室蘭争議（1954年）を事例として

中村 広伸

- 1 課題と方法
- 2 争議以前における企業 - 家族関係
- 3 消費活動の組織化をめぐる攻防
- 4 企業 - 家族関係の変容

1 課題と方法

1 (1) 問題の所在

本稿の課題は、企業と労働者家族との関係（企業 - 家族関係）の変容過程を、日本製鋼所室蘭製作所における「家族ぐるみ」闘争を事例として論じることにある。その際、日本製鋼所生活協同組合（日鋼生協）を舞台として展開された消費活動をめぐる攻防に着目して考察したい。

まず、この課題設定の基底をなす問題意識について以下に述べたい。1970年代に登場した企業社会論は、企業内部における日本的経営や日本の雇用慣行の解明に焦点を絞った狭義の企業社会論と、狭義の企業社会の価値規範がそれをとりまく外部社会にまで影響を及ぼすことから生じる問題群を解明しようとする広義の企業社会論とに区別される。広義の企業社会論は、狭義の企業社会と家族を中心とする再生産領域⁽¹⁾との相互関係を問おうとしている点で重要な問題提起をしている。この問題をより深く解き明かしていくためには、労使関係や経営の変遷過程に関する研究史に学びつつ、家族と企業社会の相互関係を描きだす必要がある（木本、2002）。

家族と企業社会との相互関係の歴史的変遷を探っていく際、1950年代の「家族ぐるみ」闘争と「新生活運動」は注目に値する。なぜなら前者は労働者のみならず、その家族をも巻き込んで展開

(1) 本稿において、筆者は「再生産」をフェミニズム理論における定義に基づいて使用している。つまり「再生産」とは、「世代再生産および家庭の維持ならびに社会生活のための諸活動を含む日々の生活の再生産」を意味している（Humm, 1995）。本稿で論じる「消費活動」とは、再生産活動を構成する一要素として位置づけられる。

された労働争議⁽²⁾であり、後者は多くの大企業が労働者家族を対象として展開した活動であったことから、ともに企業と労働者家族との相互関係が顕在化する場であるといえるからである⁽³⁾。企業と労働者家族との関係をめぐるこれら二つの動きの歴史的な関連性について、これまでほとんど議論されることはなかった。しかしアンドリュー・ゴードンと木本喜美子は、それぞれ新生活運動の分析を通じて、それが労働者家族に対するイニシアティブを獲得するために企業が展開した活動と位置づけ、その前史として「家族ぐるみ」闘争の存在に着目している⁽⁴⁾。今後「家族ぐるみ」闘争から新生活運動への歴史的変遷の理解を深めていくためには、「家族ぐるみ」闘争それ自体を、企業・家族関係の変容過程として捉えなければならない。そのためには、「家族ぐるみ」闘争において独自に組織され、また新生活運動を通じて企業が直接働きかけた対象でもあった、労働者の妻や母である既婚女性を独自の「主体」として着目する必要がある。

(2) 労働争議研究の再検討 既婚女性への着目を通じて

日本における既存の労働争議研究は、労働争議をその前後の歴史的な文脈の中で捉える必要性を指摘している点において、継承すべき重要な問題を提起している⁽⁵⁾。しかしこうした労働争議研究は、主たる分析対象を労働者と資本家・経営陣に限定し、また争議を通じて変容する場もまた、生産領域/活動における労使の対抗関係に焦点を絞ってきた。そのため既存の労働争議研究において、既婚女性および再生産領域/活動は分析すべき対象として位置づけられてこなかった。

そこで筆者は三井三池炭鉱を事例として、既婚女性への着目を通じて、どのように労働争議を描

(2) 「家族ぐるみ」闘争といった場合、一般的には日本労働総評議会（総評）傘下の労働組合が展開した三鉱連（全国三井炭鉱労働組合連合会）争議（1953年）、尼崎製鋼争議（1954年）、日鋼室蘭争議（1954年）が想起される。しかし1950年代には、これらの争議以外にも「家族ぐるみ」で展開された労働争議が存在する。日立製作所における労働争議（1950年）と三井三池争議（1959 - 60年）等がそうである。本稿では、これらの労働争議も含めて「家族ぐるみ」闘争と位置づけ論じていきたい。

(3) 企業で初めて「新生活運動」を導入した日本鋼管川崎製鉄所（1953年より実施）を例にとると、その目的は「主婦の向上をはかり、明るい家庭をつくり、ひいては明るい社会をつくり」さらには「明るい職場をつくる」ことにあった（折井、1973）。

(4) アンドリュー・ゴードンは日本鋼管を中心とした事例研究を通じて、新生活運動を当時の労働組合運動と関連づけて位置づけた。つまり新生活運動は、1950年代のラディカルな労働組合が、既婚女性や家族を組織していたことに対抗する企業側の活動であったとする（Gordon, 1997）。また木本喜美子は日立製作所を事例として、同所で1954年から実施された新生活運動を1950年の労働争議（「家族ぐるみ」闘争）勝利後に会社が職場内秩序を固めていくための介入であったとする（木本、2002）。

(5) 日本において労働争議研究の必要性を主張した二村一夫と山本潔は、労働争議をそれ以前の労使関係に潜在する矛盾が顕在化し、かつその後の労使関係に何らかの変容を与える場であると位置づけた（二村、1971, 1988）（山本、1988, 1990, 1991）。ただし労働争議分析を通じて解き明かすべき点に関して、二村と山本は異なる見解を示している。つまり二村は争議分析を通じて、争議前後の日常的な労資関係および両者の質的変容を探ることに重きを置いているのに対し、山本はむしろ争議それ自体の分析を通じて、労資関係の構造変化を解明することを研究課題としている（中村、2001:129-132）。

き直すことができるのかについて論じた(中村, 2001)⁽⁶⁾。ここから「家族ぐるみ」闘争を捉える視点として、以下の点が新たに浮かび上がってきた。第一に、再生産活動をめぐる企業 - 家族関係が変容し、それを通じて既婚女性が独自に主体形成をしたことである。「家族ぐるみ」闘争の特徴の一つとして既婚女性が独自に組織されることが挙げられるが、こうした既婚女性組織の主たる目的は、再生産活動の組織化を担うことにあった。このような既婚女性による再生産活動の組織化は、労働者家族の再生産領域 / 活動に対する会社のイニシアティブを蚕食するものであった。そのため労働争議において、再生産領域 / 活動のイニシアティブの争奪をめぐる会社と労働者家族との攻防が生じ、その結果として争議後の企業 - 家族関係が変容した。つまり「家族ぐるみ」闘争において変容を遂げたのは、単に生産領域 / 活動をめぐる労使関係にとどまらず、再生産領域 / 活動をめぐる企業 - 家族関係もまた変容したのである。そしてこの再生産活動の組織化とそれをめぐる攻防を通じて、既婚女性は労働者家族の利害に基づいて会社と対峙する自律的な存在へと変貌を遂げたのである。

既婚女性への着目を通じて得られた第二の視点は、労働組合が生産領域 / 活動のみならず、再生産領域 / 活動をも含めた領域を対象とした争議戦略をうち立てていたことである。「家族ぐるみ」闘争における再生産活動の組織化の主たる担い手は既婚女性であった。しかし再生産活動の組織化を計画し、既婚女性組織の結成を主導したのは労働組合であった。つまり労働組合は、より包括的な領域を対象とした争議戦略をうち立てていたのである。この論文(中村, 2001)において筆者は労働組合による争議戦略にのみ言及していたが、このことは会社側についてもいえる。つまり会社側もまた労働組合と同様に、再生産領域 / 活動を含めた争議戦略を練っていたのである。「家族ぐるみ闘争」において、再生産領域 / 活動は労使双方にとって争議を左右する重要な要素の一つだったのである。この点については、本稿第3節で具体的に論じていきたい。

こうした先行研究の再検討を通じて得られた継承すべき点を踏まえ、さらに既婚女性や再生産領域 / 活動への着目を通じて得られた新たな視点をを用いて、日鋼室蘭争議を実証的に分析していくことが、本稿の課題である。

(3) 日鋼室蘭争議における既婚女性

1954年6月から12月にかけて展開された日鋼室蘭争議は、従業員約3700名のうち約900名の人員整理をめぐる「家族ぐるみ」闘争であった。この争議において、労働者家族(組合分裂後は第一組合側家族)は最後まで「解雇者ゼロ」を目ざしたが、結局900名中約240名の解雇撤回にとどまり、この結果をみるかぎり第一組合側家族は敗北したといえる。

しかし争議後の既婚女性の動向に目を向けてみると、次に述べる現象は注目に値する。鎌田とし子・鎌田哲宏は1983年に発表した研究において、争議後に会社と第二組合が抱えた問題について、以下のように述べている(鎌田・鎌田, 1983:437)。

第二組合は、争議で鍛えられた「日鋼主婦協議会(第一組合系既婚女性組織)」に対抗するた

(6) その際、筆者は平井陽一による三池争議の事例研究(2000)と三池主婦会の活動記録(1973)を取りあげて、両者がどのように三池争議を描いたのかを比較検討している。この点に関しては、中村(2001:135-142)を参照。

めに第二組合側に「日鋼翠蘭婦人会」を結成（1955年3月）し、全市的には自民党系の「室婦連」に加入させたが、夫は第二組合員であっても主婦が第一組合系にとどまるものが多く、これに手を焼いた第二組合をして「新労（第二組合）の主婦の中にまだ相当数が旧労（第一組合）系の日婦協^{にっぽきょう}に加入し、活動に背を向けている」（1963年『運動方針案』）といわしめ、問題視させている。第二組合は主婦の説得を強化するとともに、早くから主婦向けに組合機関誌「ともしび」を発行し、会社と手を結び家族ぐるみの福祉・レクレーションに力を入れてきた結果がこれであった。

この一節は、争議後9年が経過した1963年においてさえ、夫が第二組合に加入しても妻の多くが第一組合側の既婚女性組織に所属し続けており、これを会社と第二組合が問題視していたことを示している。そしてそれへの対策として、会社と第二組合は「家族ぐるみの福祉・レクレーション」を精力的に展開していたのである。日鋼室蘭では争議終結から5年経った1959年より新生活運動が実施されていたことから、新生活運動はこうした「家族ぐるみの福祉」の一環であったと考えられる。

鎌田・鎌田は、1993年に日鋼室蘭争議を対象とした個別事例研究を発表している（鎌田・鎌田、1993）。この研究の中で、鎌田・鎌田は労働者「主体」に着目することを通じて、争議以前に存在した「労働者世界」⁽⁷⁾が連帯の基盤であったことを明らかにした。その際、鎌田・鎌田は生産領域のみならず、再生産領域における労働者家族の日常生活もまた連帯の基盤となっていたことを明らかにした点で、労働争議を企業-家族関係の変容過程として捉える可能性を内包していた。しかし、鎌田・鎌田は労働者「主体」の解明という課題設定に基づき日鋼室蘭争議を分析した結果、既婚女性を分析すべき独自の「主体」として位置づけなかった。そのため、鎌田・鎌田は先述した争議後の現象について言及しつつも、そこからより踏み込んだ考察を展開しなかったのである。

そこで本稿では、既婚女性を独自の「主体」として着目しつつ、日鋼室蘭争議における消費活動をめぐる攻防の分析を通じて、企業-家族関係の変容過程を明らかにしたい。争議発生当初、日鋼労組は日鋼生協を利用した消費規制を行うことを通じて、長期闘争が予想されるこの争議を乗り切ろうとした。しかし争議以前において、日鋼生協は労働者出資による組織にもかかわらず事実上企業福祉として機能していたため、争議が進行する中で、会社と組合分裂主導者によって労働者家族を切り崩すための拠点とされたのである。これに対抗すべく、第一組合側家族は日鋼生協をボイコットし、共同購入活動を展開した。こうした消費活動をめぐる攻防を通じて、争議後の企業-家族関係は大きく変容したのである。

本稿では以下の点で企業-家族関係が変容したことを論じていく。その第一は、新生協「室蘭中央生活協同組合」設立による、再生産活動の物質的な基盤をめぐる企業-家族関係の変容である。第二に、第一組合既婚女性の変貌である。そして第三に、会社の労働者家族に対する認識の変容である。これらを考察したうえで、最後に「家族ぐるみ」闘争から「新生活運動」に至る歴史プロセ

(7) ここでいう「労働者世界」とは、「労働者階級の中であって身分的に他と区別された一つの階層を形成し、職業上、生活上の立場の共通性を土台に、価値観、生活習慣を共有し、我々意識を持つに至った集団」を意味している（鎌田・鎌田、1993:359）。

スについて論じたい。なお本稿で取りあげている証言者の名称は、男性が明朝体、女性が斜体のアルファベットで表記されている。

2 争議以前における企業 - 家族関係

(1) 物質的基盤をめぐる企業 - 家族関係

まず争議以前における企業 - 家族関係を、再生産活動の物質的基盤に注目して考察したい。日本製鋼室蘭製作所は、1906年の創立時より、労使関係の安定と良質な労働者の確保、定着を目的として、家族に対して社宅、寮といった居住施設、医療施設である日鋼病院（1913年開院）、さらに娯楽施設等を企業福祉として供給していた。また家族に消費生活物資を供給する組織として、労働者の出資からなる日本製鋼所生活協同組合が存在した⁽⁸⁾。日鋼生協は消費生活物資販売の他に理髪店や共同浴場も運営していた（日本生活協同組合連合会、1954:15）。

家族はこれらの企業福祉と日鋼生協を再生産活動の物質的基盤としていた。注目すべきはこれらに対する家族の依存の高さである。社宅、寮に関していえば、労働者の約90%がこれらに居住しており（日本製鋼室蘭製作所労働組合、1954b）⁽⁹⁾、生協に関しては、生協組合員1人当たりの生協利用額は月額約1万円であり、当時の日鋼労働者の平均賃金が13000円であったことを考慮すると、家族の消費生活物資の多くが生協から購入されていたことがうかがえる。この日鋼生協出資額および利用高は、争議直前の1953年時点で全国最高であり日本最大規模の生協であった（日本生活協同組合連合会、1954:15）。

次に本稿が着目する消費活動の攻防の舞台となる日鋼生協について、その組織的特徴について考察していきたい。日鋼生協は1912年11月に「日本製鋼所員購買組合」として設立された。設立以前は会社直営の物品販売所と職員の自主的消費組合（共栄購買組合）とが併存し対立していたのだが、自主的消費組合は経営難のため1912年に解散し、その際会社は直営の物品販売所を購買組合へ切り替えたのである。この購買組合は1941年の米の配給権剥奪等の弾圧があった際に解散し、会社の一部門としての購買会となった。戦後、産業組合法により新たに購買利用組合として1946年6月に設立され、1949年2月、生協法による組織変更をして「日本製鋼所生活協同組合」となった。このように日鋼生協は労働者あるいは労働者家族によって自主的に運営されている組織というよりは、む

(8) 日鋼生協は社宅地区に主食、食品、雑貨、医療を主とした配給所（4ヶ所）、鮮魚および野菜のみ取り扱う魚菜店（8ヶ所）を運営していた。

(9) 全国の賃金労働者がどの程度の割合で給与住宅（社宅や寮）に居住していたかという正確なデータは存在しない。有泉らはどれだけの賃金労働者が給与住宅（社宅、寮等）に居住しているのかを、総理府の1953年の住宅調査結果、給与住宅の概数から労働人口の雇用者数とを対比する、川崎市の労働者について彼らが実施した調査、1952年に実施した「産業労務者住宅調査」から推計を試みているが、どの方法もそれぞれ限界があると指摘している。それでも、の方法で推計された給与住宅居住率が最も高率であったのだが、そこで推計された賃金労働者全体の社宅・寮居住率が42.6%であったことを考慮するならば、労働者の社宅・寮の居住率がいかに高率であるかがわかる。なお、有泉らが挙げた ~ の推計方法の持つそれぞれの限界に関しては、有泉編（1956:80-84）を参照。

しる会社の恩恵的施設の購買組合として設立され、戦後においても会社のイニシアティブのもとで再建された職域生協であった（日本生活協同組合連合会，1954:15）⁽¹⁰⁾。

こうした設立に至る経緯を反映し、争議以前の日鋼生協はその役員、従業員構成、そして実際の運営においても会社と密接な関係にあり、事実上企業福祉として機能していたといえる。まず争議当時の日鋼生協の役員構成は、理事17名、監事3名、総代99名であった。理事、監事は総代会で生協組合員中より選任され、任期は2年で争議時の役員任期は1955年3月までであった。しかしその人選に当たり、会社側より「部長待遇の」H・M氏と厚生課長の2名が理事に、経理課長が監事に自動的に選任されるのが慣例となっていた。また労働組合から生活対策部長1名と、他に生協専従の日鋼職員中1名もまた自動的に理事となった。その他の13名の理事は職場単位で選出されていた。そして理事の中から生協組合長、および常務理事2名が選出されるのだが、生協組合長には1946年より会社から派遣されたH・M氏が常務理事をへて組合長となり、長年不動の地位を築いていた（室蘭中央生活協同組合，1968:61）。役員中の常勤者はH・M理事長と常務理事の2名であり、日鋼生協の運営は事実上彼ら常勤者によって担われていた（日本生活協同組合連合会，1954:18）。

また総代99名は19に区分された各職場から労働者による選挙によって選出されていた。しかし実質的に総代は会社によって指名されており、その多くは下級職制であった⁽¹¹⁾。また争議以前において、総代は生協運営に積極的に関与していたわけではなく、総代会は「組織上の形式的な機関」と捉えられていた（室蘭中央生活協同組合，1968:63）。

つぎに日鋼生協の従業員構成について。争議時における生協従業員数は204名（男性81名、女性123名）であった。そのうち日鋼職員で生協に「貸与職員」という形で勤務する者は65名であり、うち会社より給与が支払われる者18名、残り47名は会社の賃金計算によって日鋼生協の採算の中から賃金が支払われていた。その他に生協直備職員110名、そして御用配達員29名があり、両者は日鋼生協独自の賃金計算によって生協の採算の中から賃金を受け取っていた（日本生活協同組合連合会，1954:16）。

1953年時点での生協組合員数は約3400名、家族を含めると約13000名であった。これは全労働者3700名のほとんどが生協組合員となっていたと考えて良い。生協組合員の出資金は総額約1650万円で、生協組合員1人当たりの平均出資額は4850円であった。そして生協組合員1人当たり利用額は1ヶ月平均で約1万円であった（日本生活協同組合連合会，1954:15）。

この生協組合員1人当たり利用額のほとんどは、生協の発行する購入通帳を用いての掛け買いによるものであった。この購入通帳による掛け買いは、生協で定められている月額証明額という制度

(10) 戦後の職域生協すべてが、日鋼生協のように会社のイニシアティブのもと設立されたわけではなかった。戦後の職域生協には三つのタイプが存在した。第一に、戦前の会社附属生協が再建されたもの、第二に、産業報国会または会社購買会、厚生課が転身したもの、第三に、労働組合を基礎に設立されたものである。そして日鋼生協は第一のタイプ、つまり戦前の会社附属生協が再建された職域生協の典型例として位置づけられていた（日本生活協同組合連合会，1977:15）。

(11) 筆者によるM・M氏へのインタビューより（2001年8月22日）。争議当時M・M氏は第一組合員として総代をつとめていた。

によって行われていた。月額証明額とは、各労働者の賃金の基本給（1人当たり平均約5000円）に、各労働者が生協組合員として生協に出資した額（1人当たり平均約5000円）を加えたものであり、その平均は約1万円であった。家族はこの証明額の限度内で消費生活物資を生協から掛け買いすることができたのである。日鋼生協は毎月15日締め切りで各労働者の利用額を会社に請求し、会社は毎月27日に日鋼生協に支払うことになっていた（日本生活協同組合連合会、1954:16）。しかし会社から日鋼生協に対する利用代金の支払いは、長期にわたり繰り延べとなっていて完済されたことがなく、その額は約3000万円に上っていた（室蘭中央生活協同組合、1968:75）。

また会社による日鋼生協に対する補助が存在し、先述した生協職員18名の賃金57万円、トラック使用12万円、その他土地、建物などの無償貸与を含めその額は月額75万円に上っていた（室蘭中央生活協同組合、1968:62）。

以上日鋼生協の設立経緯、役員、従業員構成と運営方法および会社の補助の存在について述べた。ここから、日鋼生協が戦前の会社の購買会から発展し会社のイニシアティブの下で設立され、その役員、従業員構成、運営等において会社と密接不可分な関係にあり、事実上会社の企業福祉として機能していたといえよう。このように捉えるならば、争議以前の労働者家族はあらゆる再生産活動の物質的基盤を会社に依存していたといえる。

(2) 会社に対する労働者家族の認識

次に争議以前の家族が会社との関係をどのように捉えていたのかについて、男性労働者と既婚女性についてそれぞれ論じていきたい。

まず男性労働者について。当時の労働組合は労働組合を「穏健な労働組合」と捉えていた（鎌田・鎌田、1993:24）ため、当時の労使関係は協動的であったといえる。とはいえ鎌田・鎌田は、こうした労使協調的な関係の中においても、労働者の中には「職場で日々うっ積された不満」が存在し、これが日鋼争議を決行するエネルギーとなったと捉えている⁽¹²⁾。

争議以前において、既婚女性は会社との関係をどのように捉えていたのであろうか。次の証言は、争議以前の既婚女性が、会社や労働組合に対してどのように関わってきたのかを示している。

T・S 何にもわからないわけです。もううちのことだけやって、子ども教育して、旦那の世話だけしてればいいって。そんな奥さんが多かったです。会社の中がどんな状態であるか、会社の方も結局何もわからせないで・・・（労働）組合のあり方なんてのもほとんどわからない方が多かったんでないでしょうかね⁽¹³⁾。

I・K 争議の前は（労働）組合組織なんて知らなかった、全然⁽¹⁴⁾。

(12) 「職場で日々うっ積された不満」として、鎌田・鎌田は以下の六点を挙げている（鎌田・鎌田、1993:46-56）。職場でのえこひいき。企業忠誠心が裏切られた怒り。労職間身分格差に対する不満。賃金制度に対する不満。ついで生活する労働者の生活様式に対する不満。同じ室蘭市にある富士鉄よりも低賃金であったこと。

(13) 鎌田・鎌田（1993）参考資料より。

(14) 筆者によるI・K氏へのインタビューより（1999年9月18日）。

これらの証言から、争議以前の既婚女性は、会社や労働組合との接触機会がほとんどなく、そのため会社の経営状況や労働組合運動に関する知識に乏しかったことが読みとれる。

こうした状況は、既婚女性の日鋼生協に関する認識に関しても当てはまる。争議以前の家族は、日鋼生協を企業福祉と捉え、購入通帳で容易に消費生活物資を入手することができる「生協という名の売店」と解釈していたのである（室蘭生活協同組合，1968:63）。

既婚女性によるこのような会社、労働組合、生協に対する認識の背景として、以下の点を挙げることができる。第一に、日鋼争議以前に既婚女性を直接的な接触を通じて管理、統轄する組織が存在しなかったこと。第二に、労働組合と緊密に結びついた既婚女性組織もまた存在していなかったこと。第三に、日鋼生協による組合員教育の場が欠如していたことである。このように、日鋼室蘭争議以前の既婚女性は会社の経営状態、労働組合運動、そして日鋼生協の運営に対して知る機会がなく、また無関心でもあった。この意味において、職場を通じて会社と直接的な関係をもつ男性労働者と比較した場合、争議以前の既婚女性と会社との関係は希薄であり、既婚女性は会社にとって脅威となる存在ではなかった。

しかし争議直前の1954年4月から6月にかけて、労働組合主導のもとで各社宅地区に「社宅主婦の会」が結成され、既婚女性は消費活動の組織化の主たる担い手として争議に参加した。そして消費活動をめぐる攻防を通じて、既婚女性は会社にとって脅威となる存在へと変貌を遂げるのである。

3 消費活動の組織化をめぐる攻防

(1) 争議発生当初における消費活動の組織化

会社が解雇該当者に対して解雇通告書を発送した1954年7月8日から、労働者（組合分裂後は第一組合労働者）が再び就労を開始する翌1955年2月まで、会社から労働者に対する賃金は支払われていなかった。これに対して、家族は具体的にどのように対処していったのであろうか。

争議発生から11月中旬まで、日鋼労組は生協を利用することによって、家族の消費生活を食生活のみに重点をおく消費生活の規制を実施した。1954年7月1日、生協理事会において「如何なる事情下に置かれようとも生協は協同体なるため制定された定款諸規則に基づいて運営執行する」ことが確認された。解雇通告書発送後の7月10日、生協理事会は「解雇指名された組合員も争議解決まで組合員として取り扱う」ことを決定した。7月21日、会社がロック・アウトを行ったため、日鋼労組は闘争が長期化すると捉え、日鋼生協に「消費規制」による掛売実施を申し入れ、24日、生協理事会はこの申し入れを承認した（日本生活協同組合連合会，1954:18）。

日鋼労組が上記の消費生活対策を行った意図は、以下の三点にあった。第一に、生協による購入通帳を使用することによって、労働組合員家族は1ヶ月の争議生活設計が生活必需品の現物入手によって確立でき、資金の散逸を防止することができる。第二に、日鋼労組はその資金計画の基礎が立ち、かつ後払いの生協利用によって、資金運用に2ヶ月の余裕ができる。第三に、争議中の組合員生活物資の補給所である生協の経営も成り立つ、である（室蘭中央生活協同組合，1968:58-59）。

こうして日鋼労組は、1953年度の生協組合員一人当たりの1ヶ月平均生協利用高である1万円を

基本として、その60%の6000円を争議中の生活費とした⁽¹⁵⁾。そしてこの規制額を8月には10%、9月は15%削減し、その分を現金貸出しとした(日本生活協同組合連合会, 1954:18-19)。日鋼労組は各生協組合員の規制額を日鋼生協へ通知し、日鋼生協は各生協組合員の購入通帳にその規制額を記入し、これを消費生活物資の限度額とした。そしてその消費額が日鋼労組による労働者への貸付金となった(室蘭中央生活協同組合, 1968:58)。

(2) 会社・組合分裂主導者による「兵糧攻め」

上に述べたように、日鋼労組は争議当初における家族の消費生活対策として、日鋼生協を利用することを通じて長期闘争が予想される日鋼争議を乗り切ろうとした。しかし1954年8月末から9月中旬にかけて、この消費規制を揺るがす事態が相次いで生じた。これらの事態は、会社や組合幹部および労働者家族内に潜在していた組合分裂主導者による、一連の「兵糧攻め」だったといえる。

まず、1954年8月30日、職員社宅の既婚女性約220名が労働組合事務所に押しかけて執行委員に面会を求め「(消費)生活対策が不明である」「私たちはこれ以上苦しい生活は続けられない」など約20分にわたり赤タスキ返上を訴えた(室蘭地方労働組合協議会, 1961:619)。争議中「社宅主婦の会」メンバーは赤いタスキをして活動していたことから、「赤タスキ返上」とは「社宅主婦の会」の脱退を意味していた。

次に9月11日付の『北海道新聞』において、生協が米の仕入先である胆振食糧協同組合(以下胆振食協と略記)から手形決済を拒否されたと報じられた。それによると、胆振食協は生協と会社を振出人とする手形決済をしていたが、争議発生後その手形期限は次第に長期化していった。そして7月21日のロック・アウトにより、会社は手形の振り出しを行わなくなったため、胆振食協は今後生協が現金決済をしない場合、生協との主食取引を拒否する意向を明らかにしたのである(室蘭中央生協, 1968:75)。

さらに9月12日、生協理事会は「日鋼労組にて生協に支払する裏付けなきときは、9月16日より現金売りとする事」を決定した。こうして決定された掛け売り停止措置は、13日労働組合側より差し当たり400万円の支払い保証の確約があったので結局実施には至らなかったのだが、14日の生協総代会において、1)生協の掛け売りは日鋼労組の確たる裏付けあるときに限り実施の事、2)取扱高減少に伴う経費節減対策の一つとして休業措置等を具体化することが決議された(日本生協

(15) 消費規制額算出の基礎は以下の通りである(室蘭中央生活協同組合, 1968:56-57)。

一世帯当たり規制額 = A(主食米受配) + B(A額の2.6倍) + C(労働加配米代金) + D(燃料費)であり、その内訳は以下の通りである。

A = 家族構成人員それぞれの年齢に応じた受配価格。

B = 補食品・調味料魚菜品その他主食米以外の必需品代。

C = 普通配給米以外の労働を対照した(正しくは「対象とした」であると思われる: 著者注)特殊配給で当時一日当たりウル米110g・外米80g・加州米45gの混合により月21日分受配額366円余。

D = 構成人員別に1人~3人 = 500円, 4人~5人 = 600円, 5人~7人 = 700円, 8人以上800円。

このほか、社宅外の居住者には住宅手当として構成人員に応じ、1人~3人 = 1000円, 4人~5人 = 1500円, 6人~7人 = 2000円, 8人以上 = 2500円が加算された。

連合会，1954:22）。

なぜこの時期にこのような一連の事態が生じたのだろうか。この点を把握するには、8月25日の中央闘争委員会⁽¹⁶⁾、通称「すり鉢会議」と「スケジュール闘争」の存在について触れる必要がある。

8月24日、会社は解雇人員を当初の901名から784名に減らした企業合理化最終案を提示した。それに対して労組執行部はこれを受諾し争議を終結せざるを得ないとの結論に達して、翌25日の中央闘争委員会に執行部案として提出した。しかしこの中央闘争委員会において、執行部案は否決され闘争続行が決定されたのである。その原因として、会社および闘争終結派の労働者（後の第二組合結成主導者）は、この中央闘争委員会において、一般組合員と既婚女性が約1500名押し寄せ、中央委員61名を「すり鉢」状に取り囲んだ点を挙げている。つまり、彼らはこうした一般組合員や既婚女性によるヤジや罵声等が、中央闘争委員会における自由な討論を阻害したと主張したのである。

当初会社および闘争終結派の労働者との間に、この中央闘争委員会で闘争を終結させようという「密約」が交わされていたと言われている。いわゆる「スケジュール闘争」の存在である。

鎌田・鎌田の研究の中で、労働者たちは「スケジュール闘争」について以下のように言及している（鎌田・鎌田，1993:175-178）。

それから、第二組合を作った人ですが、あの人は初め先頭になつて闘っていましたね。それが急に第二へという、そのあたりはどんなふうにお考えですか。

A・K スケジュール闘争が既に組まれていたんです。そのスケジュール闘争が「すり鉢会議」でつぶれたから逃げだしたのさ。・・・

つまり第二組合をつくったX・Vは、当時書記長の立場にいたため執行部対策を経営側から期待され、執行部案で五対一までこぎつけたものの、思わぬ「すり鉢会議」の評決でスケジュールが狂ってしまったというのである。

N・C だからX・Vさんの対象は執行部だけなんです。組合員全体が対象じゃないんでね。だと思ふですよ。執行部だけ押さえればあとは何とかなるだろうと。大衆の気持ちまでちゃんと理解してやってるんじゃないと私は思いますね。・・・

A・K 第二組合の結成もスケジュールに入ってるんです。まずこれだけの大きな首切りだから景気のいいことも大いにやれと。それまでは会社も何ヶ月かは我慢すると。そしていよいよ、何回かその間に団体交渉を持つと。スケジュールとはそういうことなんですね。そして、そこで闘争の終結を組合執行部は指導力を持って終わらせようと。それがすり鉢会議の前夜だね。それでそのとおりスケジュールでやったら、どっこい組合員が、あるいは主婦が突き上げたという場合には第二組合をつくるんだと。

これらの証言から、会社と一部の労組執行委員との間で計画された「スケジュール闘争」に基づいて、この中央闘争委員会で争議を終結させようとしていたことがうかがえる。しかしこの「スケジュール闘争」は、一般組合員と既婚女性による激しい抵抗によって狂いが生じた。そこで会社および闘争反対派は、争議戦略の最終手段として「組合分裂、第二組合結成」の動きを本格化するの

(16) 中央闘争委員は職場毎に区分された19の支部から、それぞれの労働組合員数に応じた形で計61名選出されていた。

である。そして9月23日に第二組合が結成されたことを考慮するならば、上記の事態は次のように捉えられる。つまり会社、闘争反対派（組合分裂主導者）が消費生活不安を宣伝することによって、一般労働者と既婚女性の動揺を誘い、組合分裂時に多くの第二組合員を獲得し、争議を終結へ向かわせるための一連の「兵糧攻め」だったといえるのである。

当時日鋼労組の教宣部長で最後まで第一組合だった広田氏の記録には、8月30日の既婚女性による抗議行動と9月11日の胆振食協による手形決済の拒否が、会社側による家族切り崩しの一環であることを裏付ける記述がある（広田、2001:上巻253-254）。

闘争反対派の主婦連中が押しかけてきたのが三〇日の午前だった。主婦達が来たというので私は顔を出した。「あんたじゃない。広田の顔なんか見たくない」「私達はX・Vさんに会いに来たんだ」、いきなり剣突くを喰わせられた⁽¹⁷⁾。なるほど、そうか、向こう（闘争反対派）の連中か。これはうかつだった。・・・

もちろん、この（8月30日の）斗争反対派の主婦の行動は自然発生的に集まったものではない。「今組合をゆさぶる鍵は生活対策だ」との会社の狙いがあった。・・・電気課では、（八月）二十八日夜に母恋のS宅（係員）に古株が十数人集まった。その席上で話し合われた切り崩しの重点は「受注はなくなる」「生活はどうなる」「立ち上がりも困難だ」ということだった。・・・また「（八月）三十一日にはF鑄造工場長が現場事務所にきて、N係員らを集めて『生活対策がなっていない、生活資金がないということで、職場懇談会を明日もつようにすること』と、フラク活動をしているとの報告が寄せられた。・・・T熔鋼工場長⁽¹⁸⁾は争議除外要員を集めて訓示した。「会社は生協に金を払わない。食料営団（胆振食糧協同組合）を現金扱いに押さえた⁽¹⁹⁾。だから地区斗争委員会にでて『生活対策、生活資金』のことで、発言して攪乱するんだ」と。・・・それに乗っての主婦の動きだった。

また9月中旬の生協理事会、総代会による決議事項は、日鋼労組の資金繰り如何によって、いつで

(17) 注目すべきは、この抗議行動の際に、既婚女性が闘争続行派の広田氏ではなく、組合分裂を主導した中心人物の一人で当時執行部書記長のX・V氏に面会を求めた点である。8月30日時点ですでにX・V氏が中心となって分裂工作が行われていたことは、鎌田・鎌田の研究の中で以下のように述べられている（鎌田・鎌田、1993:174-175）。

C・K 組合で闘争中当直制とったでしょう。おれとX・V君が同じ日に当直当たったことがあるんだ。書記局へいす並べているんだけど、X・V君が絶対に電話は自分が取るんだ。どんな電話でも、よその者には絶対取らせないんだ。あの頃からおれ、ちょっとおかしいなという気がしてたんだよ。それから今度みんなにあれしてさ、当直の時にX・Vがお前から電話取らせるかどうか、X・Vより必ず先取る動作に出てみるって言ったんだけど、だれが当直のときでも絶対電話のそばから離れないと言うんです。おれが当直したのは八月に入ってからだよ。

「すり鉢会議（8月25日）」の前ですか。

C・K 前。

この証言から、この抗議活動が会社と組合分裂主導者によって計画されたものであったことがうかがえる。

(18) 広田氏の記録によると、T氏は会社の「争議対策副部長格」だったとされる（広田、2001:上巻227）。

(19) 先述したとおり、会社から生協への利用代金の支払いは常時3000万の未済金があったが、そのうち米の代金は会社の振出手形によって支払われることになっていた。

も労働者家族を消費生活の側面から窮地に追い込み、争議を終結せざるを得ないことを意味し、明らかに労働者家族に不利なものであった。しかし、生協理事会は会社側の人物も含まれていたものの労働組合員が過半数を占め、総代会においてはすべて労働組合員によって構成されていた。にもかかわらず、このような決議がなされたのはなぜだろうか。その原因として、以下の二点が挙げられる。

第一に、組合分裂前の労組生活対策部長S・S氏、および組合分裂後第二組合長となったY・M氏の存在である。S・S氏は生協利用の消費規制を計画した中心人物であった⁽²⁰⁾。同時に彼は生協理事でもあり、さらには組合分裂主導者の一人であったのである。Y・M氏もまた、生協監事であったと同時に組合分裂後の第二組合長であった（『鋼の友』、1953.5.25:2）。

この点を踏まえるならば、S・S氏とY・M氏両氏が中心となり、労働組合員である生協理事、総代を対象とした積極的な切り崩しを行ったと十分に考えられる。9月12、14日の生協理事会、総代会の頃にはすでに組合分裂促進派が過半数を超えていたならば、先の決議が出されたとしてもおかしくはない。実際9月23日の組合分裂の時点において、生協理事17名中14名、そして総代99名中52名が会社、第二組合側に属していたことから、9月12日、14日の時点で組合分裂派が過半数を占めていた可能性は高い。この組合分裂時における理事、総代に占める会社、第二組合側の割合は、全労働組合員約3700名中、第二組合員が1396名だった⁽²¹⁾ことを考慮するならば、際だって高かったといえる。更に突き詰めるならば、こうした生協理事会、総代会の決定は、会社が生協運営のイニシアティブを獲得するために、まずは労組生活対策部長かつ生協理事のS・S氏やY・M氏を切り崩した結果であるとも考えられるのである⁽²²⁾。

(20) 日本生活協同組合連合会の報告には、争議当初における日鋼労組の消費規制がS・S氏によって計画されたものであることがS・S氏自身の証言によって次のように記述されている（日本生活協同組合連合会、1954:9）。

先ずストに入る前に生協と話し合いがあったかどうかと質問した。

『ありません。ただ私が労組の生対（生活対策）部長として生協の理事に出っていたので金融関係、その他、ストに生協がどのくらいたえられるか調べていました。』

(21) 『室蘭民報』1954年9月23日号外。

(22) 広田氏は、S・S氏が8月初旬に上京した際に会社側に切り崩されたと捉えている（広田、2001:上巻140）。

なでられた争対部長（生対部長）の態度的豹変もその現れだ。八月初旬、鉄連中委（鉄鋼労連中央委員会）があってS・S争対部長（生対部長）ほか二名が上京したのが八月三日。帰ってきての執行委員会で急に生活資金のメドがたたないと言い出した。彼はそれまで生協の運用と富士鉄労組四千万の融資で九月いっぱいは大丈夫と言っていたばかりなのだ。「ははあ、東京で会社にすっかりやられたな」これがそのときピンときたことだった。

またS・S氏に関して興味深いのは、8月30日の既婚女性の抗議行動に彼の妻が参加していたことである（広田、2001:上巻254）。

執行部の一人、S・S生対部長の妻が斗争反対で組合に押しつけてきたのだ。それも役目柄とはいえ、斗争推進の要と議論の対象になっている生活対策部という重要な部署の執行委員の妻が斗争反対で組合に押しつけてきたなんて、さすがに私もたまげた。

8月上旬の時点でS・S氏が会社に切り崩され、そして本文で触れたとおり、この抗議活動が会社と組合分裂主導者の計画によるものであったとするならば、S・S氏の妻によるこの行動は、彼女の独断によるものではなく、その背後にS・S氏が密接に関係していたと思われる。

第二に、先述したとおり生協理事、総代の多くは会社によって指名された下級職制であったことが挙げられる。鎌田・鎌田の研究によると、組合分裂時に第二組合員となったものの多くは事務系職員と下級職制だったのである（鎌田・鎌田，1993:181-182）。

(3) 組合分裂後の問題

1954年9月23日、ついに組合分裂が起こり、第二組合が発足した。組合分裂の結果、第一組合の生協利用による消費規制は、二つの大きな問題を抱えることとなった。第一の問題は、先述したとおり組合分裂によって生協役員陣の過半数が第二組合員となったことが明らかとなり、事実上生協運営のイニシアティブが会社、第二組合側に奪われてしまったことである。その結果、第一組合側家族は、生協の動き如何で、消費生活の側面から一気に切り崩される可能性が生じたのである。

第二の問題は、生協配給所における第一組合側家族に対する差別待遇である。組合分裂の結果、日鋼からの「貸与職員」かつ労働組合員である生協従業員もまた、その多くが第二組合員となった。その結果、社宅地区に配置された各生協購買所において、第二組合員である生協従業員が第一組合側家族、特に購買所の主たる利用者であった既婚女性に対して差別待遇をするといった問題が生じたのである。

第三の問題は、第二組合員に支給された「立ち上がり資金」と「貸付金」の存在である。第二組合は9月23日の結成式後、会社と第一回の団交を行い、第二組合は会社側に「立ち上がり資金1人5000円臨時支給」と「貸付金の支給（額を提示せず）」を要求した。こうした第二組合の要求に対し、会社は前者については承認し、後者については今後の交渉で決定することとした（室蘭地方労働組合協議会，1961:632）。このような「立ち上がり資金」と「貸付金」の存在は、通帳による生活を続け、現金を渴望していた第一組合側家族を第二組合へと向かわせる一つの要因となっていたといえる。実際第一組合の機関誌である「斗争ニュース」no.111には、立ち上がり資金と貸付金欲しさに第二組合員となった労働者が存在したことをうかがわせる、次のような記事が掲載されている（日本製鋼所室蘭製作所労働組合，1954a）。

目の前にぶら下げられた立ち上がり資金平均五千元と貸付金八千円の金に迷ったあわれな小羊を、優しく私達の手元に連れもどすためにみんな努力しよう。

しかしここで挙げた第一、第二の問題点は、むしろ第一組合側家族の怒りを買うこととなり、争議の早期解決を望む会社と第二組合にとって、まったく予期せぬ事態を引き起こすことになる。第一組合側家族は日鋼生協の利用をボイコットし、独自に共同購入活動を展開するのである。

(4) 第一組合側家族の抵抗 生協ボイコットと共同購入

第一組合員生協総代の一人であるM・M氏は他の第一組合員生協総代に呼びかけ、10月2日、生協組合長と総務、業務両部長と懇談会を開き、生協に対して以下の三点を要望した。1) 今後の生協運営を公正な立場におくため、組合員の生協比率に応じた理事、総代の再選出を行うべきである、2) 生協従業員の分派行動をやめさせる、3) 第二組合的な生協に対して第一組合側は利用しなくなるであろうが、これは経営上危機を招く。しかしこうした第一組合側総代の要望に対して、生協側からはなんの回答もなかった（室蘭中央生活協同組合，1968:78-79）。

このため第一組合側家族、特に購買所での差別待遇を直接受けた既婚女性は、生協から消費生活物資を購入することに対して強い不満を持ち、第一組合執行部に対して消費生活資金を現金渡しとして、その用途は各家庭の自由にまかせよと要求した。これを受けて、第一組合は組合員感情と生協の現状を考慮し、各社宅地区における地区闘争委員会生活対策委員長を通じて、第一組合側家族を対象とした調査を行った。その結果、多くの社宅地区において「主食以外全部現金化」、生協全面拒否が望まれたのである。このような第一組合側家族の強い反生協感情、そして消費生活費の現金化の要求に対し、第一組合執行部は闘争資金対策の面で難色を示していたが、第一組合側家族の意向を無視することはできなかった。そこで第一組合は、生協に反省を求める意味も込めて、生協のボイコット、そして消費生活資金の現金化に踏み切ったのである。第一組合は一世帯平均6000円だった消費規制額にさらに2000円加えた平均およそ8000円を月二回に分けて第一組合労働者に貸出しすることとなり、生協に対しては今後掛け買いを行わない旨を申し入れた。これに対し、生協理事会は11月15日「第一組合員に対して現金売り、新労組合員に対しては従来通り掛売を実施」を決定した（室蘭中央生活協同組合、1968:85-88）。

第一組合側家族は生活資金現金化の決定を受け、早速、各社宅地区毎に地区闘争委員会生活対策委員を中心に現金をいかに活用するか盛んに協議を行った。そして11月17日、各社宅地区の生活対策部長は、第一組合生活対策部より各戸宛の消費生活資金をうけとり、それを各労働者家族に手渡した。第一組合執行部は第一組合側家族に対して現金の有効な用途を望んだが、その具体的な指示はおこなわなかった。第一組合執行部は、各社宅地区の生活対策委員長に対して各社宅地区の反響と活動の実態報告を要求したところ、各地区において共同購入活動が展開されていたのである（室蘭中央生活協同組合、1968:89）。

具体的な活動形態は以下の通りである。まず社宅地区をいくつかの区に分割し、その区内に10～20戸を単位に班を編制した。そしてこの区・班毎に日本製鋼室蘭製作所主婦協議会（以下、日婦協と略記）の代表をおき、これが第一組合の下部機構につながる日婦協の実行機関となった⁽²³⁾。社宅地区における消費生活対策は地区闘争委員会生活対策委員の下に、男性労働者生活対策委員と日婦協生活対策委員が一体となってあたり、共同購入活動は主としてこの男女生活対策委員と班長が実行者であった（室蘭中央生活協同組合、1968:92-93）。

(5) 共同購入を展開する契機となったルート

こうして生協に対する批判として、第一組合側家族は生協ボイコット、そして消費生活資金現金化を行った。こうして現金を受け取った第一組合側家族は、その後共同購入活動を積極的に展開し始めたのである。とはいえ、争議以前の労働者家族は消費生活物資の購入のほとんどを生協に依存し、生協を購入通帳で掛け買いのできる便利な「売店」と捉えていたのである。これまで消費生活物資購入を生協に依存していた第一組合側家族が、どのような形で共同購入活動を展開するに至ったのであろうか。先に述べたとおり、第一組合執行部は第一組合側家族に対して現金の有効な用途

⁽²³⁾ 共同購入の開始される直前に、各社宅地区の「社宅主婦の会」は「日本製鋼室蘭製作所主婦協議会（日婦協）」に統一された。

を望んだが、その具体的な指示をおこなっていない。そのため各社宅地区の社宅地区闘争組織は、それぞれ独自に共同購入を展開したのである。筆者による聞き取り調査や資料等から、第一組合側家族が共同購入を展開するに至ったルートとして、少なくとも以下の三つを挙げることができる。

第一のルートは、争議当初より生協利用による消費規制に批判的な立場を採っていた第一組合員からのルートである。先に述べたとおり、争議当初、日鋼労組は生協利用による消費規制を行っていた。しかしC・K氏は、少なくとも二つの社宅地区において、日鋼労組による上記の生協利用による消費規制を採用していなかったと述べている。御前水地域中央地区の地区闘争委員長であったC・K氏は、争議以前より、購入通帳による生協利用が労働者家族の会社依存を強めていると捉えていた⁽²⁴⁾。これに関しては、すでに鎌田・鎌田の研究の中で次のように記されている(鎌田・鎌田, 1993:53)。

C・K …おれの場合は、第一の目的は今の生協(日鋼生協)ですよ。昔は購買組合と言ったんですけどね。十五日から(翌月)十五日まで働いて、それを二十七日に給料もらうわけですよ、昔は。だから、その間(十五日から二十七日まで)というのは働かなくても生協からただ取れる(購入通帳を用いて品物を買える)わけですよ。だからこんな生活してたんじゃない、いつまでたつたって我々の生活はうだつあがらないんだから、何とかして毎月毎月きちんとした給料で買い物できる方法っていうものはないものかなっていう、まずその矛盾が一つあったですね。

このような目的をもって、C・K氏は労働組合活動に参加した。しかし彼は購入通帳利用の生協利用を改善することができなかった。日鋼労組の中で他の賛同者を得ることが出来なかったのである。

C・K (日鋼労組執行部や中央委員の中に)せめて5, 6人が同じような問題を持っていたら変えることができたんだけどね。1人だけだったからなかなかうまくいかなくてね⁽²⁵⁾。

そして日鋼争議が発生し、日鋼労組は生協の購入通帳利用による消費規制を実施したのだが、この日鋼労組の組織方針にC・K氏は批判的であった。そこで、少なくともC・K氏が地区闘争委員長を務めていた中央地区および天沢^{てんたく}地区においては、争議発生当初から各労働者家族の消費規制額を現金で配布したのである⁽²⁶⁾。そして中央地区と天沢地区では、争議当初より共同購入活動が行われていたのである。

第二のルートは、炭鉱労働者家族から学んだというルートである。既婚女性I・K氏は争議中に炭鉱へ赴き、共同購入の方法や「生協のありかた」を学んだと述べている。

共同購入はどこで学んだのですか。

I・K あれはね、炭鉱の方からです。炭鉱の争議の時、自分たちが共同購入したって話をききましてね。「あ、なるほど」ということでね。私も三井炭鉱ですか、芦別の炭鉱なんかにも行かせて貰いました。生協のありかたについていろいろ勉強させて貰いました⁽²⁷⁾。

(24) C・K氏はまた、組合分裂前は日鋼労組の中央委員、鑄造支部長であり、組合分裂後は書記次長を務めていた。

(25) 筆者によるC・K氏へのインタビューより(1999年9月19日)。

(26) 筆者によるC・K氏へのインタビューより(1999年9月19日)。

日鋼争議の起こった1954年時点で、炭鉱労働者家族はすでに消費生活の組織化に関して一定の蓄積を持っていた。炭鉱では、戦前から労働者出資による生協ではなく、会社直営の配給所や購買会が発達していた。戦後においても、傾斜生産方式の下で、石炭産業は優先的に取り扱われ、生産資材とともに炭鉱労働者の消費生活物資も労務特配物資として集中的に投下され、その取扱いを通じて配給所や購買会は大きな発展を遂げていた。しかし1950年代に入り、北海道・九州等に炭鉱生協が発生し急速に発展したのである。

炭鉱生協は1952年以降急激に増加するのだが、その背景として1952年の炭労ストの経験があった。その際、会社側の経営する配給所・購買会が労働者の消費生活を大きく支配していたため、こうした配給所・購買会が会社側の武器として使われる可能性があり、現に一部では店舗が閉鎖されたところもあった。こうした状況の下で、炭労（日本炭鉱労働組合）は生協設立、購買会奪還の重要性を認識するようになったのである。こうして炭労は既設生協の全国組織への結集と、未だ生協を組織していない炭鉱の対策を取り上げるようになり、1954年4月の第10回炭労大会で炭鉱生協の全国連合会創立を決定した。そして11月26日、炭鉱生活協同組合連合会（炭協連）が結成されたのである（日本生活協同組合連合会、1977:149-151）。

そして、日本生活協同組合連合会（1977）の中ではっきりと述べられているわけではないが、I・K氏の証言より、1952年の炭労スト、また1953年の三鉱連争議の中で、炭鉱労働者家族が共同購入活動を行っていたことは明らかである。そしてI・K氏が居住していた御園地区は、彼らから具体的な共同購入活動の方法を学んだのである。

そして第三のルートは、日生協（日本生活協同組合連合会）から学んだというルートである。日生協の加藤常任監事と勝部事務局員は、1954年11月6日～10日の5日間、実態調査のため室蘭を訪れた。両氏が室蘭を訪れた理由は、「（日鋼）生協が労組会社の激突という争議の過程で果たした役割は極めて大きいと同時に、多くの複雑な問題が起きたことも容易に想像でき」「この大争議における生協の諸経験は、歴史的にみても極めて貴重であり職域生協や労組を基盤とした地域生協にとっても、また各労働組合が生協を取りあげてゆく場合にも、今後参考になることが非常に多いと思われるので、これを更に詳細に調査するため」であった（日本生活協同組合連合会、1954:2）。この加藤・勝部両氏による調査は、単なる情報収集にとどまらなかった。第一組合側家族は、両氏との接触を通じて、彼らから生協理念を学んだのである。

まず加藤・勝部両氏は第一組合生活対策部や第一組合員生協総代と懇談し、第一組合側の生協対策について同情と賛意を示し、なお深く労働者階級の消費生活の向上と生協組織について議論した（室蘭中央生活協同組合、1968:99-100）。

また加藤・勝部両氏と第一組合既婚女性との間にも懇談会が開かれた。その際、第一組合既婚女性は両氏に対し「（生活協同）組合の運営があまりに一方的です」「現金なら私たちは生協から買いません。通帳だから仕方なく買うのです」「このむこうの第二魚採店では、いい魚が入ってもわれわれには隠しといて、青組（第二組合）の人にこっそりやり、私達には腐った魚を売りますよ。ほんとですよ。生協は中立だなんて口先だけで実はウソです」「九月の十日頃、生協の倉庫には

(27) 筆者によるI・K氏へのインタビューより（1999年9月18日）。

米が一杯入っていたのに米がないといって配給してくれなかった」「今の生協なんか会社の廻しもんだよ」「私達をお客さんだと思っていません」といった生協に対する不満を訴えた（日本生活協同組合連合会，1954:9-10）。

加藤・勝部両氏はこうした第一組合既婚女性の不満の背景に，第一組合既婚女性に対する生協の組合員教育の欠如と，生協の民主的運営の欠如があると捉えた。そして第一組合既婚女性に対して，両氏は「労働組合がおやじさん達の組織なら，生協は台所の労働者であるおかみさんの組織ですよ。それが力をあわせて進むのが日本だけでなく世界の生協運動の理想ですよ」「いままで配給米の値段も知らなかったような男の人だけに生協をまかせるのではなく，先ず皆さん自身も組合員になり，総代に理事になって発言権をもって下さい。また，各地区の分店の人達とよく懇談会をもって，どうしたら民主的運営が実際できるかをみっちり勉強して下さい。どうか性急ではなく根気よく経験を積み上げるようお願いします」と自らの生協理念について語ったのである（室蘭中央生活協同組合，1968:10）。こうして第一組合側家族は，加藤・勝部両氏との懇談を通じて彼らの生協理念を学んだのである。

加藤・勝部両氏との接触を契機として，第一組合側家族は単に生協理念だけではなく共同購入活動をも学んだと考えられる。筆者がこのように捉える根拠として，当時の日生協が掲げていた組織運営方針がある。日生協はその前身ともいえる日本協同組合同盟（1946年創立，1951年日生協へと改組）時代より，大衆に深く根を下ろし，確固とした組織・経営基盤をもった運動＝事業体として確立した生協運動を目指していた。そこで日協は1949年の運動方針の中で，共同購入活動による班・家庭会など生協の基礎的な組織強化，経営の基礎を固めることを目的とした共同購入活動方針を採用したのである。この活動方針は日生協にも引き継がれ，日鋼争議直前の1953年度の運動方針においても「共同購入の徹底」が掲げられていたのである（日本生活協同組合連合会，1977:76-77）。組合分裂後の生活対策部長であったH・S氏は，加藤・勝部両氏による調査後，日生協から資料を収集したと証言していることから⁽²⁸⁾，第一組合側家族は日生協から単に生協理念だけではなく，それに基づいた共同購入活動を学んだと考えられるのである。

少なくとも以上の三つのルートから，各社宅地区の第一組合側家族は共同購入活動を展開していたと考えられる。

4 企業 - 家族関係の変容

以上，争議以前の企業 - 家族関係，および争議において展開された消費活動をめぐる攻防をふり返ってみた。争議以前の労働者家族は，あらゆる再生産活動の物質的基盤を企業福祉や事実上企業福祉として機能していた日鋼生協に依存していた。争議以前の労働者家族は，彼らの会社に対する認識をみる限り，こうした会社依存のあり方についてほとんど問題視していなかったといえる。しかし争議における消費活動をめぐる攻防は，争議以前における企業 - 家族関係に内在していた問題点が顕在化し，それを労働者家族に自覚させる契機となったといえる。それでは争議後の企業 - 家

(28) 鎌田・鎌田（1993）参考資料より。

族関係はどのように変容を遂げたのであろうか。

(1) 再生産活動の物質的基盤をめぐる変容

日鋼争議は1954年12月末に結局当初の案より約240名少ない1662名の人員整理をもって終結した。しかし第一組合側家族は、争議後も引き続き日鋼生協ボイコット、共同購入活動を展開した。そして争議後約3か月経過した1955年3月21日、被解雇労働者家族と第一組合側家族が中心となって、地域生協「室蘭中央生活協同組合（室蘭中央生協）」が設立されたのである。

設立当初における中央生協の特徴は以下の通りである。生協組合員数は1611名（1955年3月10日）で家族を含めると約8400名である（室蘭中央生活協同組合，1968:133-134）⁽²⁹⁾。生協理事は各社宅地区代表16名と、1954年11月に結成された「日鋼室蘭主婦協議会（日婦協）」から3名が選出された。また総代は100名とし、17の社宅地区を選出区域として、それぞれの居住組合員数に応じて2名から10名選出された。設立時に選出された総代の男女比率は6対4となっていた（室蘭中央生活協同組合，1968:138）。運営方法は、既婚女性を主たる担い手とした全社宅地区一括共同購入であり、購入通帳は発行せず「現金買い」が採用された⁽³⁰⁾。

こうした組織の特徴から、以下の三点が読みとれる。第一に、生協運営に消費活動の担い手である既婚女性が直接関わることが可能となったことである。第二に、第一組合側家族が少なくとも消費活動に関して会社依存から脱却し、自らの手で再生産活動の向上を果たすための活動拠点を獲得したことである。K・K氏とI・K氏は、この点について以下のように述べている。

K・K 日鋼生協ってのは、感じとしてお役所ばったところがあるでしょ。会社がやってるんだっていう。だけども中央生協は「俺たちが作った」というのを前面に押し出しているから⁽³¹⁾。

I・K 労働者階級というのは、やっぱり自分たちがしっかりして、衣食住をしっかり自分たちで考えていくべきだと。会社になんでも頼る問題じゃないんだ。自分たちの力でやるべきなんだ、そういうことを学んだと思いますよ。

これらの証言から、争議における消費活動をめぐる攻防を通じて、労働者家族があらゆる再生産活動の物質的基盤を会社に依存していたことを認識するに至り、争議後自らの手で再生産活動の向上を果たすべく中央生協を設立したことがうかがえる。

第三に、第一組合側家族の消費スタイルの変化、M・M氏の言葉を借りるなら「会社から金を借りての通帳買い」から「現金買い」へと変化したことである⁽³²⁾。

(29) この家族を含めた数字は、3月11日時点の加入者1611名に、中央生協設立直前に消費協同組合設立発起人会が行った調査（回答者1572戸）において得られた一世帯平均の人数5.2人をかけた数字である（室蘭中央生活協同組合，1968:133-134）。

(30) 筆者によるM・M氏へのインタビューより（2001年8月22日）。

(31) 筆者によるK・K氏へのインタビューより（1999年9月15日）。彼は争議によって会社を解雇され、その後室蘭中央生協の職員となった。

(32) 筆者によるM・M氏へのインタビューより（2001年8月22日）。

(2) 第一組合既婚女性の変貌

また争議後の変容に関して、次のような興味深い事態が生じた。それは争議後に夫が第二組合に加入しても妻が中央生協を利用しつづける家族が多数出現したことである。室蘭中央生協の記録には、以下のように記されている（室蘭中央生協，1968:146）。

事実、いわゆる第一組合切り崩しの熾烈な職場内の圧力に抗しきれず、家内に秘して第二組合に加入した。その妻は突然近所の主婦たちの冷眼視に不審を抱き、ついに夫婦間のトラブルに発展したケースも少なくなかった。だがこの主婦たちは「主人が新労（第二組合）にいても私たちのつくった生協は私たちが守る」と支援協力に変わりはなかった。さらに「生協は労働組合の大会などで左右するものではなく、主婦の話し合いの中から定めるもの」との信念を把握していた。

上記の事例は、第一組合既婚女性が消費活動をめぐる攻防および争議後の中央生協での活動を通じて、労働者家族の再生産活動の利害という、労働者とは異なる独自の価値基準に基づいて会社に対峙する存在として登場したことを示しているといえる⁽³³⁾。

争議の経験はまた、既婚女性の消費生活に対する意識をも変容させた。先に述べた「現金買い」という消費スタイルの変化および争議中に第一組合が貸し出した生活資金の返済によって、争議後の第一組合側家族は相当切りつめた生活を強いられた⁽³⁴⁾。こうした争議後の経験は、既婚女性にとって無駄のない計画的な消費生活をめざす契機となったといえる。この点について、I・K氏とC・K氏はそれぞれ次のように述べている。

(33) ただし中央生協を利用する既婚女性すべてが、家族の再生産活動の利害に基づいて行動していたわけではなかった。M・M氏は、第二組合に対する敵愾心もまた、既婚女性が中央生協を利用し続ける要因であったことを指摘している（鎌田・鎌田，1993参考資料）。

当時のあれとして、体は第二組合に移るけれども気持ちは第一組合だよという組合員が結構いましたね。奥様方の場合はおさら、職場にいるわけじゃないですから第一組合の気持ちが強いわけですよ。だんなさんは第二組合へ移ったけれども奥さんはなるべく中央生協を使うというようなことはありましたからね、それで私は中央生協の購入額が減らなかつたんじゃないかと私は思うんですが、そうじゃないですか。

M・M 地域、地域の指導者によって違うんですよ。奥さん方のなかでも、Aという地域のリーダーになっている人の気持ち。この人はガリガリで第一、第二というのが頭から離れない人がいるところはどうしても入ってきませんね。だけでも中には、生協というものと現金買いによる生活立て直しという問題と、それらを真剣にやった奥さん方もいますからね。

(34) 第一組合は、争議中の家族の生活資金として、全国の労働組合等から約1億5千万円の融資を得たのだが、その返済にあたり、第一組合は、第一組合員および解雇該当者に対して争議中に貸し出した生活資金の返済方法を以下のように提示した（室蘭中央生活協同組合，1968:113）。

1. 退職組合員は会社より退職金支給と同時に貸付金の全額即納。
2. 残留組合員は会社より支給された立ち上がり資金のうち可能な限り返済に充てる。3月以降は毎月支払われる給料より15%の天引控除、夏期一時金および越年手当は30%返済に充てる。

この融資が返済されたのが1956年2月10日までであったことを考慮するならば（広田，2001:下巻633），第一組合側家族は争議後約1年間を費やして借金を返済し続けたことになる。

I・K 生協から何でも借りて、そしてご主人が働いた給料から引かれますね。そうすると、安易に買うんですね。行き当たりばったりで。ツケで買う、そういう習慣はなくしようって話をしましてね⁽³⁵⁾。

日鋼は争議を経て生活はかなり引き締まったんですか。

C・K ああ、締まった。その点ではプラスになったな。よく結婚するなら「日鋼の娘さんもらえ」って言われてたんだ⁽³⁶⁾。

これらの証言は、争議を通じて既婚女性が日鋼生協での購入通帳利用による掛け買いという消費スタイルの反省から、争議後「現金買い」による引き締まった消費生活を目ざし始めたことを物語っている。

(3) 労働者家族に対する会社の認識の変容

争議を経て、会社もまた労働者家族に対する認識を変更せざるを得なかった。この点を考えるうえで、争議当時勤労課に勤務していたS・K氏の証言は注目に値する。S・K氏は争議後おこなわれた市議会選挙において、第二組合員がすでに大勢を占めていたにもかかわらず、第二組合推薦候補の得票数が低かったこと⁽³⁷⁾が、会社にとって労働者家族に対する認識が甘かったことを痛感する契機となったと捉えている。

S・K 極端にいうとね、職場では毎日毎日の付き合いの中で（従業員の管理は）出来ますよ。ところが争議が終わったあと、（会社は）ものすごい反省があったと思うんですよ。・・・それまでの日本全体の経営者の感覚かどうかは知りませんが、・・・会社と従業

(35) 筆者によるI・K氏へのインタビューより（1999年9月18日）。

(36) 筆者によるC・K氏へのインタビューより（1999年9月19日）。

(37) 鎌田・鎌田は、争議後の市議員選挙において、第一組合推薦候補の得票数が異常に高いことに着目して、以下のように述べている（鎌田・鎌田，1993:278）。

ここで市議員選挙について、推薦母体の票が明確に出るので触れておきたい。昭和三〇年は争議の翌年であるが、得票数は第一が四三四〇票、第二が三三四二票と、第二組合員が既に五〇〇人ばかり多いのに一〇〇〇票程少なくなっている。三四年は第一組合出身候補は三名中一名（現役一名当選，落選二名は退職者で社会党と無所属）が当選，第二組合は四名中二名当選となった。得票総数は第一が三四七二票（組合員六〇六名），第二は四三一六票（同二二四八票）で，組合員数に比べ第一の得票数が異常に高いことに注目せざるを得ない。

この第一組合推薦候補に対する高い得票数の背景には、中央生協が第一組合の支持基盤として存在していたことが大きかったと考えられる。この点について、M・M氏は次のように述べている。

生協運動を通じて票を集めるときにかなり有効だったというふうにお考えですか。

M・M それはそうですね。やっぱり地域ごとに会合だとかいろいろ運動が伴いますから、生協の場合。ただ売り買いだけじゃないから。いろいろな催しものややっていく中で交流を深めるといのが根本ですからね。ですからお互いの意思を通じ合うということの中に、そういう面も若干は入るんじゃないでしょうかね。例えばx×（第一組合推薦候補）の方がいいとかね。そういうような話が、やっぱり集まれば出てきますよね。際だって運動したということはないです。自然とそういうことはあり得る話でしょうね（鎌田・鎌田，1993参考資料）。

員との関係だけなんだと。・・・争議以前でしたら、例えば選挙でもなんでも従業員に対して、次の選挙ではお前の職場では誰れさんが市会議員の候補ですよと、従業員にさえいっておけば従業員は奥さんに言って無条件に（票が）来るだろうと、そう思ったわけだ。・・・それが無惨にもぶっ壊れたというね。そして争議の直後にもそういうこと感じてたわけだけでも、特に昭和34（1959）年においてね、会社側と新労（第二組合）両方の推薦した候補が二人も落選するという事態が生ずるに及んでね、これは反省したと思いますよ。・・・数の上から言うと、第一組合の人が第二組合の方に移って数が入っていきますよと、そうはいても旦那は第二組合に入っても、奥さんは（第二組合系主婦会に）入ってこない、そういうことがありますからね。そして仮に表面的に（第二組合系主婦会に）入ったとしても、行事には一切関係しないわ、市会議員（選挙）の時にはそっち（第一組合出身候補）に入れるわけで、実際には役に立たないわけだ。やっぱり本当の意味で（会社と）一体化してもらうためには、日常的にいろいろしていかななくてはならない⁽³⁸⁾。

S・K氏の証言から以下の点を読みとれる。S・K氏によると、争議以前において、会社は職場を通じた労働者の管理さえできれば、彼らの背後にいる家族をも管理できると考えていた。実際、争議以前の既婚女性は労働組合運動に対して無関心であり、会社にとって脅威となる存在ではなかった。こうした会社の考えから、会社は既婚女性や家族を労働者に従属する者として認識していたと考えられる。しかし会社は、争議後既婚女性が中央生協を活動基盤として、独自の形で会社に対峙するという事態を目の当たりにした。その結果、会社は争議以前において既婚女性や家族を労働者に従属する者として扱っていたことを反省し、労働者とは異なる独自に対処しなければならない存在として認識するに至ったと考えられるのである。このように捉えるならば、日鋼室蘭において1959年から展開された新生活運動は、「家族ぐるみ」闘争の反省に基づいて会社が展開した、既婚女性や家族への「直接的な」接触を通じて企業社会に組み込もうとする活動として位置づけることができる。

(4) 今後の課題

以上、日鋼室蘭争議における消費活動をめぐる攻防に着目することを通じて、企業 - 家族関係の変容過程を分析してきた。争議後に変容した企業 - 家族関係が、会社側が展開した新生活運動によってさらにどのように変容を遂げたのかを論ずることは今後の課題である。

とはいえ、日鋼室蘭争議における企業 - 家族関係の変容過程が本稿で十分に論じることができたわけではない。日鋼室蘭争議における企業 - 家族関係の過程の理解をさらに深めていくためには、再び争議分析に立ち返り、以下の点を明らかにしなければならない。

第一に、日鋼室蘭の事例と三池炭鉱の事例との違いをどのように捉えるのかという問題を解明しなければならない。日鋼室蘭の場合、争議以前において、既婚女性と会社との接触機会はほとんど存在しなかったことは第2節で述べた。しかし三池炭鉱の場合、1953年の三鉱連争議以前より、会社は「世話方制度」や「家族会・婦人会」を通じて家族の日常生活を「直接的に」管理していたの

(38) 筆者によるS・K氏へのインタビューより（2000年9月20日）。

である（三池炭鉱主婦会編，1973）。日鋼室蘭の場合，なぜ三池炭鉱には存在したこのような制度が存在しなかったのか。この点を明らかにすることは，今後の重要な課題の一つである。

第二に，争議以前における労働者家族の連帯の基盤を解明する必要がある。本稿では消費活動をめぐる攻防を契機として，争議後において既婚女性が会社に対峙する存在へと変貌を遂げるプロセスを論じてきた。それでは会社による「兵糧攻め」がなされる以前に生じた「すり鉢会議」において，既婚女性はなぜ一般組合員とともに労組執行部の闘争終結案に反対したのか。また争議後において，なぜ既婚女性が相対的に夫よりも第一組合側にとどまる傾向にあったのか。この点を解明するには，鎌田・鎌田が論じた連帯の基盤としての「労働者世界」を，既婚女性を分析すべき「主体」として加えることによって描きなおす必要がある。以上の点を明らかにすることが今後の課題である。

（なかむら・ひろのぶ 一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

【付記】

本稿を執筆するにあたって多くの方々からの御協力を頂くことができた。まず鎌田とし子・鎌田哲宏両氏より，日鋼室蘭争議に関する多くの貴重な資料をお借りすることができた。鎌田・鎌田両氏からは，さらに争議当時第一組合の中心人物であった高橋信明氏と広田義治氏，および元室蘭市職員である野田克也氏を御紹介いただいた。そして高橋，広田，野田各氏から，争議に参加していた多くの方々を御紹介いただいた。その中で特に小平恭一氏，阿部タミ氏，栗本イヨ子氏そして村井真澄氏から，多くの貴重なお話をうかがうことができた。さらに一橋大学大学院の広部直子氏からは，高橋啓子氏を御紹介いただいた。高橋啓子氏からは，争議当時勤務課（現在の労務課）に勤務していた駒木佐助氏，日鋼室蘭の社内報『鋼の友』の編集者である村井良夫氏を御紹介いただいた。こうした方々の温かな御協力なくしては，本稿を書きあげることは不可能であった。この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

【主要参考資料・文献一覧】

〔日鋼室蘭関係資料〕

広田義治，2001 『日鋼労働者と主婦の青春 - 1954年日鋼室蘭闘争の記録 - 』光陽出版社。

鎌田とし子・鎌田哲宏，1993 『日鋼室蘭三〇年後の証言』参考資料。

室蘭地方労働組合協議会，1961 『室蘭地方労働運動史』。

室蘭中央生活協同組合，1968 『室蘭中央生協十年の歩み』。

日本生活協同組合連合会，1954 『日鋼生協調査報告 - 生活からみた日鋼スト - 』，『日協連』別冊。

日本製鋼室蘭製作所，1967 『鋼の友』縮刷版（中巻）。

日本製鋼室蘭製作所労働組合，1954a 『斗争ニュース』。

日本製鋼室蘭製作所労働組合，1954b 『地区別動向調』。

新松岩太郎，1954 『日鋼労働組合闘争日誌』。

〔定期刊行物〕

『北海道新聞』。

『室蘭民報』。

〔参考文献・論文〕

有泉亨編『給与・公営住宅の研究』東京大学出版会，1956年。

Gordon, Andrew, *Managing the Japanese Household: The New Life Movement in Postwar Japan*, *Social Politics*, University of Illinois Press, 1997.

平井陽一『三池争議 - 戦後労働運動の分水嶺』ミネルヴァ書房，2000年。

Humm, Maggie, *The Dictionary of Feminist Theory (second edition)*, Ohio State University Press, 1995
(木本喜美子・高橋準監訳『フェミニズム理論辞典』明石書店，1999年)

鎌田とし子・鎌田哲宏『社会諸階層と現代家族』御茶の水書房，1983年。

鎌田とし子・鎌田哲宏『日鋼室蘭争議三〇年後の証言』御茶の水書房，1993年。

木本喜美子「企業社会論からのアプローチ - 日本型 近代家族 モデルの歴史的特質 - 」石原邦雄編『家族と職業 - 競合と調整』ミネルヴァ書房，2002年5月刊行予定。

三池炭鉱主婦会編『三池主婦会二〇年』労働大学，1973年。

中村広伸「労働争議研究の再検討 - 『家族ぐるみ』闘争における既婚女性への着目を通じて - 」、『日本労働社会学会年報』第12号，2001年。

日本生活協同組合連合会『日本生活協同組合連合会二十五年史』1977年。

二村一夫「文献研究 日本労働運動史(戦前)」労働問題文献研究会編『文献研究・日本の労働問題《増補版》』総合労働研究所，1971年。

二村一夫「労働争議研究の成果と課題」労働運動史研究会会報16号，1988年6月。

折井日向『労務管理二十年』東洋経済新聞社，1973年。

山本潔「労働争議史研究の方法について」『大原社会問題研究所雑誌』第351号，1988年2月。

山本潔「労働争議の研究史について」『社会科学研究』第42巻3号，1990年11月。

山本潔「戦後日本の労働争議」労働争議史研究会編『日本の労働争議(一九四五～八〇年)』東京大学出版会，1991年。

※旧「海外労働白書」は、今年より新たに主要諸国の社会保障に関する情報を加え、名称が「海外情勢白書」に変わりました。

2000～2001年

海外情勢白書

—経済・雇用・労働・社会保障の現状と動向—

海外の労働情勢及び社会保障の動向等の情報を分析するとともに、APEC主要国における人材養成への取組みも紹介する。

目次

第1部
2000～2001年の海外情勢
経済及び雇用・失業の動向と対策／労働条件等の動向と対策／労使関係及び労使関係制度の動向／主要先進国における社会保障の動向／主要先進国社会保障制度の概要

第2部
APEC主要国における人材養成への取組み
—教育制度・職業能力開発制度・最新重点政策・政策効果と展望—
アメリカ／オーストラリア／ニュージーランド／中国／韓国／シンガポール／マレーシア

厚生労働省／編 A5判並製 510頁
定価：本体2,900円(税別)

お求め、お問い合わせは
お近くの書店、またはこちらへ

JIL

日本労働研究機構 出版課

〒163-0926 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス25F
TEL:03-5321-3074 FAX:03-3345-1233 E-mail:book@jil.go.jp